

沖縄県道路交通法施行細則の一部改正（概要）

背景

物流・医療等の社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応する必要性が高まる中、現行の駐車制度ではきめ細やかな対応が難しかった。



細則を改正し、全国的な運用を統一

主な改正内容

【**駐車規制除外関係**】 → 公共性、緊急性が高い用務や歩行困難者等が使用する車両が対象

- ・ 標章交付対象車両に「保健師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両」「助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両」を追加
- ・ 申請様式及び添付書類を全国的に統一

【**駐車許可関係**】 → 駐車規制部分に駐車せざるを得ない理由がある車両が対象

- ・ 駐車許可の審査の基準を緩和。 路外駐車場等の利用がおよそ「不可能」→「困難」
- ・ 複数管内にわたる申請の場合、いずれかの警察署に提出すれば許可可能
- ・ 申請様式及び添付書類を全国的に統一

施行期日 令和7年6月27日